

〔嬉遊笑覽九妓〕船まんぢう、洞房語園道恕が饅頭賦、往し萬治の頃か、一人のまんぢうどらを打て、深川邊に落魄して、船賣女になじみ、己が名題をゆるしたり云々、又右氏が其賦を讀む文、近年東武深川邊に八島にて入水せし二位殿の船幽靈のごとき者に、我名を呼と聞云々、天明七年丁未、詩味、贈田樂、寒冷酒、夜半小船、醉客入、明和二年川柳點おちよ船沖迄こぐはなじみなり。

〔寛天見聞記〕天明の末迄は、大川中洲の脇、永久橋の邊りへ舟まんぢうとて小船に棹さして、岸によせて往來の裾を引、客來る時は漕出して、中洲を一めぐりするを限として價三十貳文也と、是等も夜鷹とおなじく、瘡毒にて足腰の叶はぬもの多しといふ。

〔嬉遊笑覽九妓〕一代男、諸處をいひたるに、四谷新宿をいはず、其頸はこゝに飯盛女などはなかりしにや、誰袖海護國寺門前音羽町、四谷の新宿板橋、立川千住の色茶屋、堺町の裏筋、あたごの下、八貫町の比丘尼、是も百に三人より一人一角まで有、四谷新宿は享保五年故有て廢せられて、五十年の通りはたごや五十二軒、飯もり女百五十人出來たりとぞ、歸橋が安永九年の草子に、今岡場所の多きこと、さつまいものふるたるごとく、中に取われば賑はふは北と東と南なり、鼎の如く争ひて云々とあるが、次第に西方盛なれば、碇の如く争ひて云々

〔徳川禁令考遊女并隱賣〕延寶六年四月

茶屋給仕女之數并衣服之事

覺略

一所々之茶屋、只今迄有來之分は、一軒に女貳人より多くは差置間敷候、若右之外妻并よめ娘抔有之候共、一切馳走ニ出シ申間敷事、

附、只今迄給仕女不持來茶屋ハ、向後彌女差置申間敷事、
一茶屋女衣服之儀、布木綿之外著せ申間敷事、

以上